

第26期東京都自然環境保全審議会第5回温泉部会

日 時 令和7年6月26日(木)午後2時～

会 場 都庁第二本庁舎31階特別会議室23

会 議 次 第

1 開 会

2 議 事

審議事項

- (1) 諮問第498号 神津島村鏑崎の温泉掘削について
- (2) 諮問第499号 新宿区上落合の温泉動力の装置について

3 閉 会

【配付資料】

資料 1 第 26 期東京都自然環境保全審議会 温泉部会委員名簿

諮問第 498 号 神津島村鏑崎の温泉掘削について

資料 2-1 概要版

資料 2-2 事業者用資料

資料 2-3 許可基準の適合状況

諮問第 499 号 新宿区上落合の温泉動力の装置について

資料 3-1 概要版

資料 3-2 事業者用資料

資料 3-3 許可基準の適合状況

参考資料 1 温泉に係る地盤沈下防止対策及び適正利用について

参考資料 2 温泉動力の装置の許可に係る審査基準

参考資料 3 温泉掘削・動力許可に関わる井戸・湧水の取扱いについて

参考資料 4 東京都における温泉の許可基準に係る指定地域

第26期東京都自然環境保全審議会 温泉部会委員名簿

令和7年6月
(敬称略)

	氏 名	役 職 名 等
委 員 ○	板 寺 一 洋	神奈川県温泉地学研究所専門研究員
	木 川 田 喜 一	上智大学教授
	窪 田 ひ ろ み	(一財)電力中央研究所サステナブルシステム 研究本部上席研究員
	益 子 保	益子温泉調査事務所代表
	安 川 香 澄	(独)エネルギー・金属鉱物資源機構特命参与
臨 時 委 員	石 田 真	東京都公衆浴場業生活衛生同業組合理事長
	布 山 裕 一	流通経済大学講師

○ : 部会長

諮問第 4 9 8 号

神津島村鏑崎の温泉掘削について

- | | | |
|---|-----|---------------|
| 1 | 申請者 | 神津島村 |
| 2 | 目的 | 既存温浴施設へ供給（浴用） |
| 3 | 申請地 | 神津島村字鏑崎地内 |
| 4 | 地目 | 雑種地 |

□ 掘削工事

- | | |
|---------|------------|
| ゆう出路の口径 | 311 ミリメートル |
| ゆう出路の深度 | 220 メートル |
| 施工方法 | ロータリー式掘削 |

□ 利用計画

- | | |
|------|---------------------|
| 施設概要 | 既存温浴施設（神津島温泉保養センター） |
| 揚湯量 | 256 立方メートル／日 |

□ 申請地周辺の状況等（図 1 ～ 3 及び写真①～③）

- | | |
|------|--|
| 土地 | 申請者所有 |
| 周辺概況 | 神津島港から北に約 1.3 km。神津島西側海岸沿いの道路に隣接。周辺は主に山林がある。 |

- | | |
|-----------------|---|
| 既存源泉等（半径 1km） | 鏑崎温泉 5 号井戸・湯柱温泉
休止中：鏑崎温泉 1 号井戸・3 号井戸・4 号井戸 |
| 水道水源井戸等（半径 1km） | なし |
| 湧水（半径 1km） | 沢尻湾流入河川の源流となる湧水地点 2 か所あり |

□ 他法令関係

- | | |
|-------|------------------------------|
| 自然公園法 | ：第 2 種特別地域に該当（工作物の新築についての許可） |
| 海岸法 | ：海岸保全区域に該当（掘削行為についての協議） |

□ 可燃性天然ガス対策

- 噴出のおそれのある地域に該当しないため、敷地境界から 3 メートル以上の離隔距離を確保する。



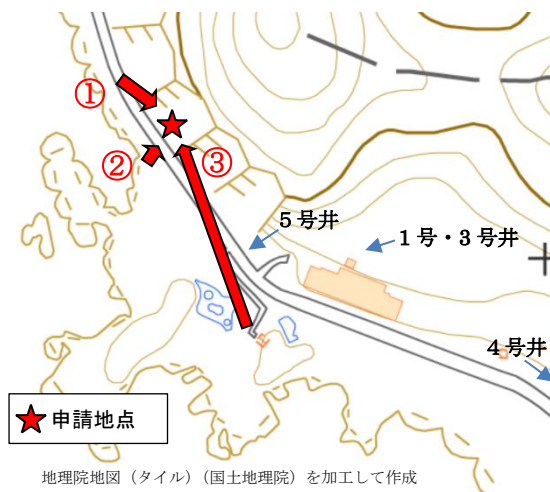
地理院地図（タイル）（国土地理院）を加工して作成

図1 申請地（広域図）



地理院地図（タイル）（国土地理院）を加工して作成

図2 周囲1 km 付近の様子



地理院地図（タイル）（国土地理院）を加工して作成

図3 詳細図（撮影方向）



① 申請地点周辺



② 申請地点周辺



② 申請地点周辺

神津島村鏑崎の温泉掘削について
(事業者説明資料)

●掘削地点

東京都神津島村字鑄崎1-1

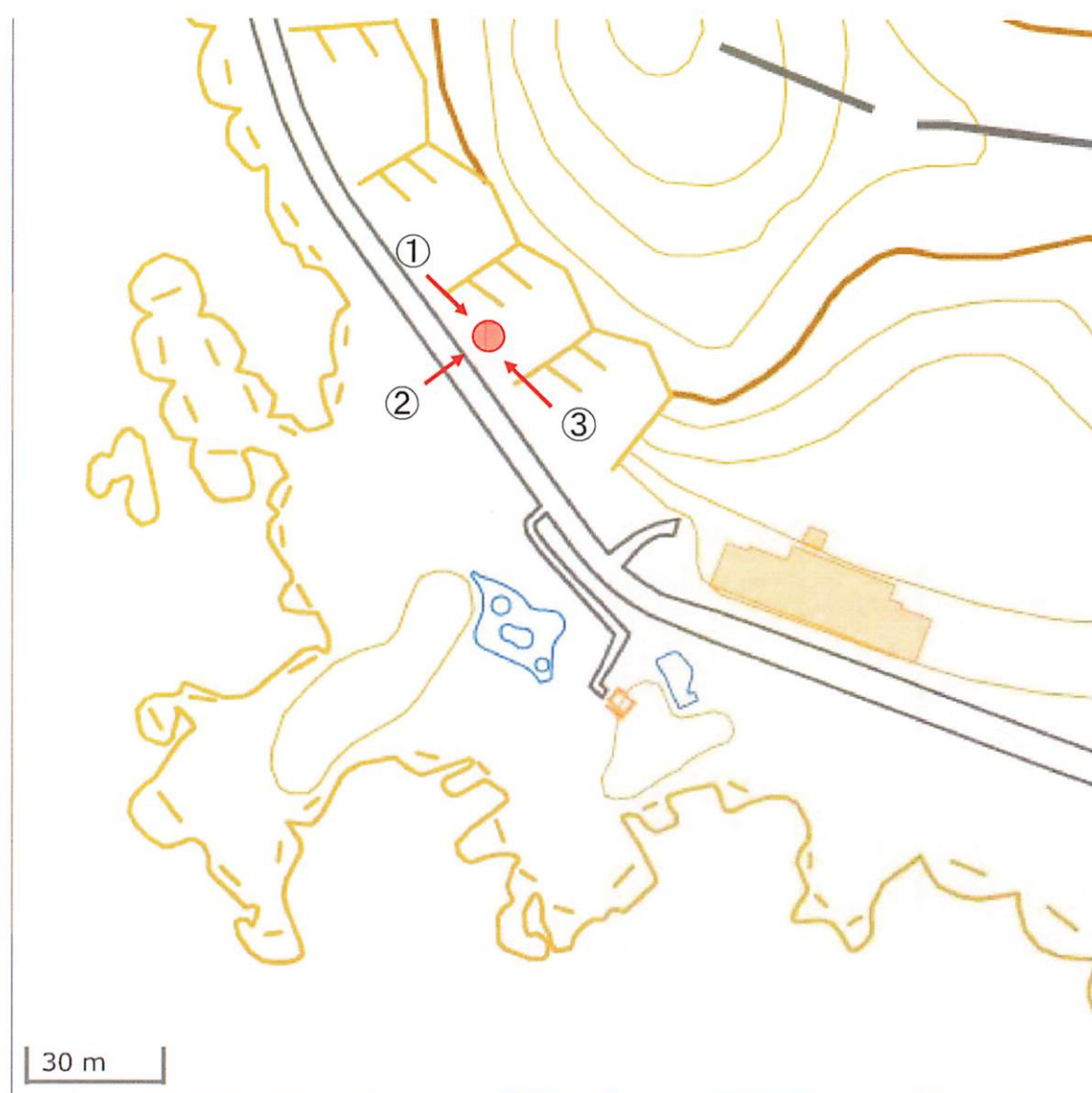


●掘削目的

神津島温泉保養センターでは、現在5号井を利用している。

5号温泉井は井戸ケーシング管(又はスクリーン管、以下同)内部の腐食(錆び付)により、ケーシング管内部が一部狭くなっていること及び竣工時に220mあった井戸深が令和6年の井戸クリーニング作業時の計測で163mまでしか計測できないことが判明している。

上記のことからケーシング管の腐食により、井戸孔内が埋まっていることが考えられる。今後、ケーシング管内部の腐食の進行につれて揚湯不能となることも想定される為、代替となる温泉井を早段に掘削する必要がある。

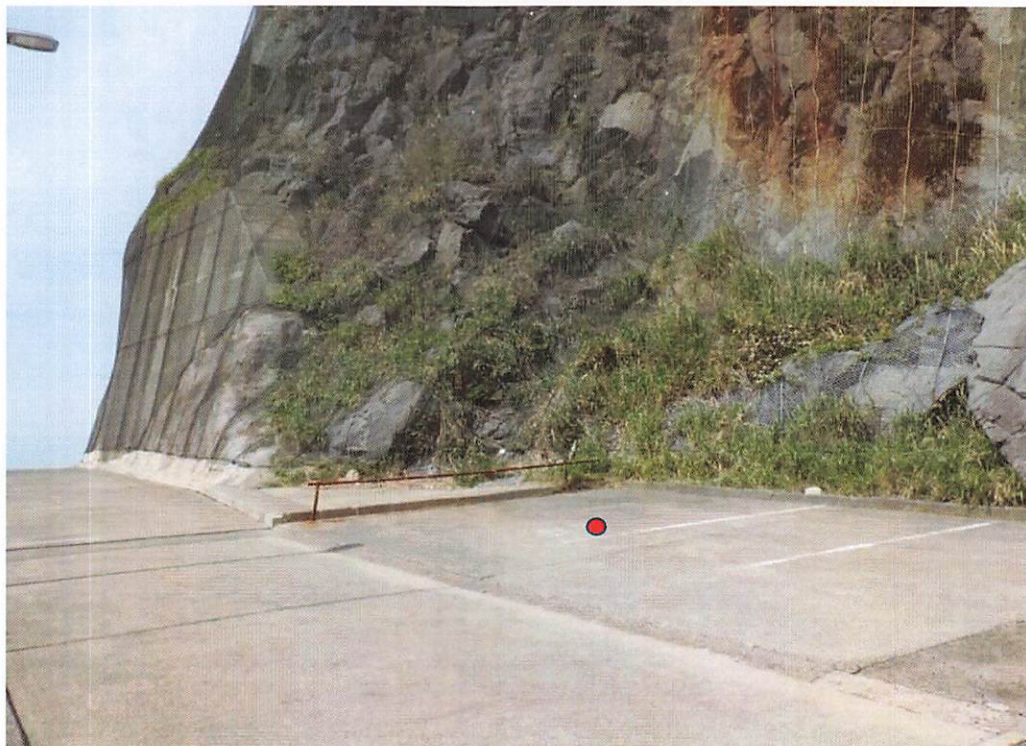


展望写真方向図

展望写真①



展望写真②



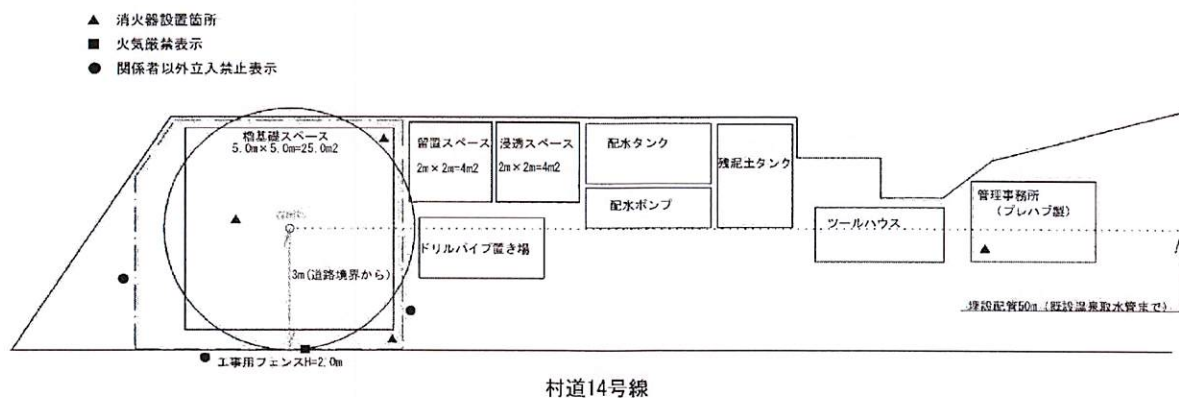
展望写真③



● 施工計画

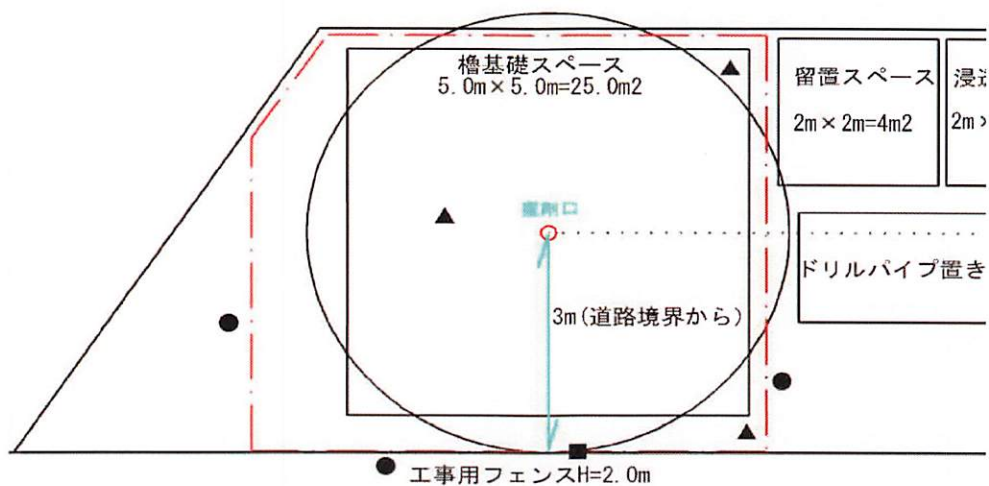
(1) 可燃性天然ガス対策

機器配置平面図



(拡大図)

- ▲ 消火器設置箇所
■ 火気厳禁表示
● 関係者以外立入禁止表示



(2)環境対策等

・廃棄物の処理

(排泥水、掘屑、泥水(泥土)の処理について簡潔に記載)

掘削時に排出される残土及び排水は下記方法にて処理を行う。

- ・残土 → 神津島村指定場所に搬入し処理を行う。
- ・排泥水・泥水 → 場内に掘削したスペースに溜置きし、水分が蒸発した後に埋戻しを行う。

・騒音振動等公害対策と近隣への対応

(低公害型機器を使用する、日曜祝日は休工日とする等の公害対策、また苦情が発生した場合の対応について簡潔に記載)

- ・近隣の騒音振動対策として、日曜祝日は可能な限り休工日とする。

・関係法令・関係機関との協議

(他法令の許認可状況、関係機関からの意見がある場合は簡潔に記載)

- ・特別地域内工作物の新築許可申請(大島支庁土木課管理係に申請) 許可済
- ・海岸保全区域における掘削(盛土、切土その他の制限行為)協議書(大島支庁経由東京都に申請)
海岸保全区域における掘削協議書については申請済み 6月中旬頃承認予定

・その他施工に関する対応について

(上記以外の施工における環境対策等について記載)

- ・工事施工範囲には、ガードフェンス等で仮囲いを行い、みだりに第三者の侵入を防ぐと共に、敷地内の掘削スペースにはカラーコーン等により囲いを設置する。

(3)揚湯試験

(揚湯試験の内容及び排水処理の方法について簡潔に記載)

孔内洗浄後、温泉ポンプを設置し揚湯試験を行う。

試験内容は、段階試験・定量連続試験・回復試験を行う。

排水処理については、濁度が著しい温水は場内に掘削した溜置きに流し、浸透及び蒸発により処理を行う。

●近隣への事前説明結果

(説明を実施した対象(隣接住戸/自治会長等)、方法(説明会/個別訪問等)、日時、寄せられた意見や要望とその対応について記載。(必要があれば周知に用いた資料も添付可能。))

・住民への事前資料

対象者：住民

説明方法①：文字放送(全村民が視聴できる神津島CATV・24時間流れている)

放送期間：6/1～工事完了まで

放送内容：9・10ページ

説明方法②：村内放送(防災行政無線)

放送期間：工事着手前に数回

放送内容：11ページ

放送による問い合わせや、ご意見の有無：

6/1より文字放送にて神津島CATVにて流しているが問い合わせは無し。

新規温泉井戸掘削工事

～令和7年度工事予定～

- 可燃性ガス噴出の恐れなし
- 工事地点への立ち入り、火気制限等あり
- 温泉敷地内の工事のため通行止め等なし

皆様にはご迷惑をお掛けいたしますが、
ご協力をお願いいたします。

文字放送画面1/2 産業観光課：8－0011



新規井戸掘削箇所

文字放送画面2/2

放 送 文

放送日時	作成者	確認者
------	-----	-----

	温泉保養センター	
--	----------	--

放送内容文

こちらは防災神津島。

温泉保養センターからのお知らせを致します。

○月○日から○月○日までの期間、温泉新規井戸掘削工事を行います。工事期間中は一部立ち入り制限がございます。

なお、工事期間中も温泉保養センターは通常通り営業いたします。

大変ご迷惑をお掛けしますが、ご理解ご協力を、お願いします。

詳しくは文字放送をご覧ください。

神津島村鍔崎の温泉掘削に係る許可基準の適合状況

□許可の基準（温泉法第4条第1項各号）

- ・温泉のゆう出量、温度又は成分に影響を及ぼさないこと（第1号）
- ・公益を害するおそれがないこと（第3号）

基準		本申請の内容
①温泉に係る地盤沈下防止対策及び適正利用について （平成17年1月17日東京都自然環境保全審議会答申） 制限距離以上を既存源泉からとること。制限距離以内に源泉が存在する場合は、揚湯量の合計が②に示される量以下であること。		指定地域外
②温泉動力の装置の許可に係る審査基準 （平成10年7月1日東京都告示第724号） ・指定地域外		256m ³ ／日
③温泉掘削・動力許可に関わる井戸・湧水の取扱いについて （平成20年9月9日東京都自然環境保全審議会温泉部会決定）		
ア	配慮を要する井戸への影響： 周辺1km以内の水道水源井戸又は水道未給水地域における生活の用に供する井戸	配慮を要する井戸なし
イ	配慮を要する湧水への影響： 周辺1km以内で、重要な役割を持つとして区市町村が指定又は判断する湧水	周辺1km以内に湧水は2箇所存在するが、申請地より標高が高い。
	＜周辺自治体からの申請に対する地下水保全に関する意見＞ 神津島村：特になし。	

- ・可燃性天然ガスによる災害防止に関する基準に適合していること（第２号）

基準		本申請の内容
温泉法施行規則第１条の２各号		
ア	掘削口から敷地境界線までの水平距離が３ｍ以上であること (規則１条の２第１号)	水平距離 ３ｍ以上
イ	火気を使用する設備を設置しないこと 火気を使用する作業をしないこと 火気の使用を禁止する旨を掲示すること (規則１条の２第２号)	火気設備を設置しない 火気作業（※）をしない 火気禁止を掲示する ※ケーシング溶接・溶断作業を除く
ウ	掘削口から水平距離３ｍの範囲内で、関係者以外の立入りを制限すること (規則１条の２第３号)	周囲に柵を設置し、立入りを制限する
エ	携帯型のガス測定器及び消火器を備えていること (規則１条の２第４号)	ガス測定器及び消火器を備え置く
オ	毎日１回以上、掘削口の周辺のメタンの濃度を測定し保存すること (規則１条の２第７号、第９号)	毎作業日、メタンの濃度を測定し保存する
カ	掘削に係る災害防止規定を作成し、掘削の場所に備え置くこと (規則１条の２第１０号)	現場事務所に備え置く
キ	災害その他の非常の場合には、「カ」の規定に従って必要な措置を行うこと (規則１条の２第１１号)	必要な措置を行う

諮問第 4 9 9 号

新宿区上落合の温泉動力の装置について

- | | | |
|---|-----|-------------|
| 1 | 申請者 | 笠原 洋人 |
| 2 | 目 的 | 公衆浴場へ供給（浴用） |
| 3 | 申請地 | 新宿区上落合地内 |
| 4 | 地 目 | 宅地 |

□ 温泉井戸の経緯

既設の地下水井戸の分析の結果、温泉に該当した。

□ 温泉の現況

深 度	95 メートル
静 水 位	GL-15.40 メートル
動 水 位	GL-22.23 メートル（連続揚湯試験実施時）
泉 温	19.2 ℃
泉 質	泉質名なし（メタけい酸の項により温泉適合）

□ 申請する動力

出 力	5.5 キロワット
吐出口断面積	13.584 平方センチメートル
吐 出 量	229.4 リットル／分（全揚程 88.5 メートル）

□ 揚湯量

82.6 立方メートル／日

□ 申請地周辺の状況等（図1～3及び写真①～③）

土 地	申請者所有
周辺概況	東京メトロ東西線落合駅から西に約 200m 周辺は住宅等が立地する。
既存源泉（半径 1km）	なし
水道水源井戸等（半径 1km）	なし
湧 水（半径 1km）	なし

□ 他法令関係

特になし

□ 可燃性天然ガス対策

可燃性天然ガス濃度測定の結果、基準値以下

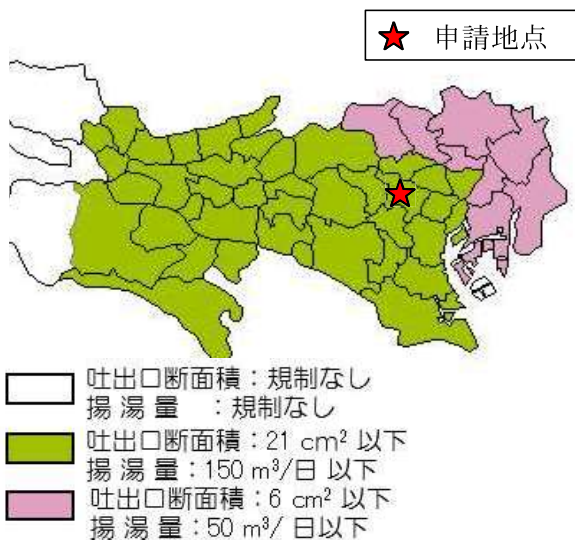
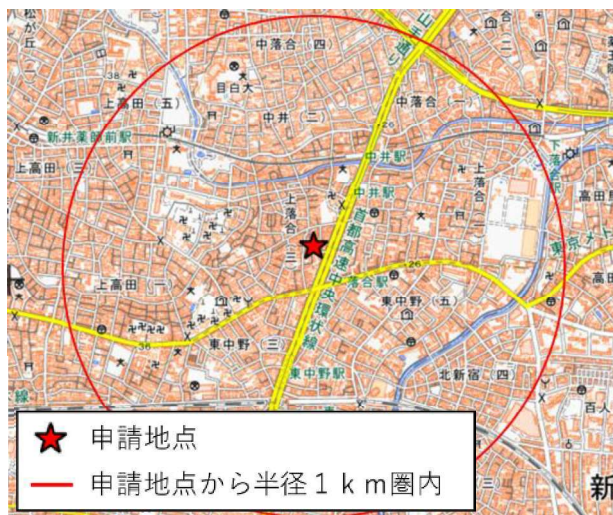


図1 申請地（広域図）



地理院地図（タイル）（国土地理院）を加工して作成

図2 周囲1 km 付近の様子



図3 詳細図（撮影方向）



① 申請地点周辺



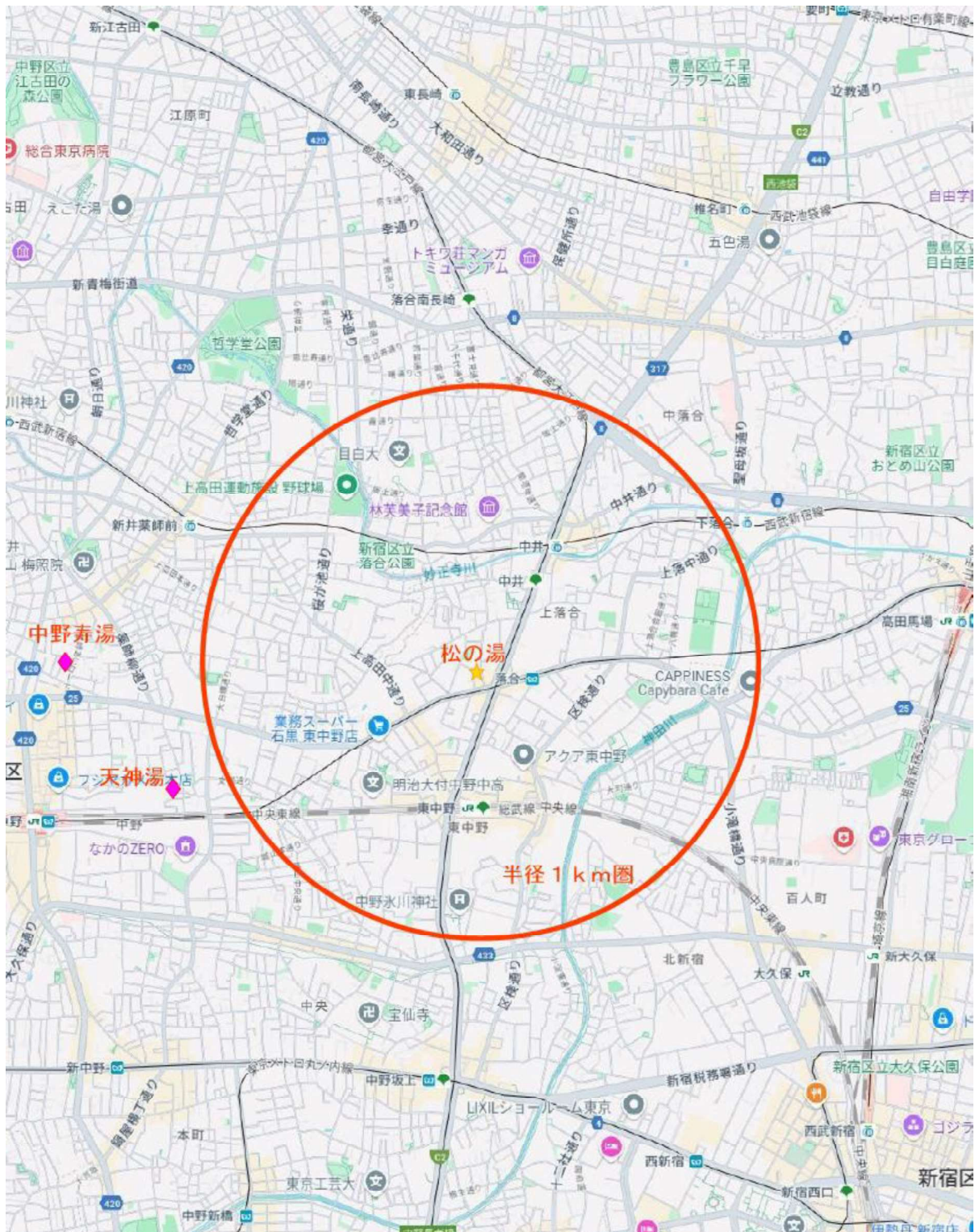
② 申請地点周辺



③ 温泉井戸

新宿区上落合の温泉動力の装置について (事業者説明資料)

1. 動力装置設置地点



地図データは Google マップより引用

2. 掘削中の周辺状況

該当なし

3. モニタリング計画

稼働後におけるモニタリング項目とその方法は以下の通りを予定。

モニタリング項目	測定方法	測定頻度
揚 湯 量	量水器により測定	毎月測定
井 戸 水 位	投げ込み式水位計により測定	毎月測定
温 度	温度計により測定	毎月測定

併せて、メタケイ酸の定期的な測定を行う。

4. 温泉分析結果

温泉分析書

(鉱泉分析試験法による分析)

No. C2409002

1.申請者 住所 東京都新宿区上落合三丁目9番10号
氏名 笠原 洋人

2.源泉名および湧出地 源泉名 新宿落合温泉
湧出地 東京都新宿区上落合三丁目9番10号
源泉にて採水

3.湧出地における調査および試験成績
①調査及び試験者 ケー・エス環境研究所(株) 東京支店
②調査及び試験年月日 令和6年9月17日
③泉温 19.2℃ (気温)27℃
④湧出量 250 L/分(動力揚湯)
⑤知覚的試験 無色澄明無味無臭ガス発泡無
⑥pH値 8.0
⑦電気伝導率 0.032 S/m
⑧ラドン(Rn) 未測定

4.試験室における試験成績
①試験責任者 ケー・エス環境研究所(株) 東京支店
②分析終了年月日 令和6年10月3日
③知覚的試験 無色澄明無味無臭(採取後24 時間)
④密度 0.9988 g/cm³
⑤pH値 8.0
⑥蒸発残留物 269mg/kg(110℃)

5.試料1kg中の成分:分量および組成

(1)陽イオン

成分名		ミリグラム	ミリバル	ミリバル%
水素イオン	H ⁺	0.1 未満	0.00	0.00
ナトリウムイオン	Na ⁺	10.9	0.47	15.85
カリウムイオン	K ⁺	3.1	0.08	2.65
カルシウムイオン	Ca ²⁺	32.5	1.62	54.23
マグネシウムイオン	Mg ²⁺	9.4	0.77	25.86
アルミニウムイオン	Al ³⁺	0.1 未満	0.00	0.00
マンガン(Ⅱ)イオン	Mn ²⁺	0.1 未満	0.00	0.00
鉄(Ⅱ)イオン	Fe ²⁺	0.1 未満	0.00	0.00
鉄(Ⅲ)イオン	Fe ³⁺	0.1 未満	0.00	0.11
アンモニウムイオン	NH ₄ ⁺	0.7	0.04	1.30
陽イオン計		56.7	2.99	100

(2)陰イオン

成分名		ミリグラム	ミリバル	ミリバル%
フッ素イオン	F ⁻	0.1 未満	0.00	0.00
塩素イオン	Cl ⁻	23.7	0.67	21.78
硫化水素イオン	HS ⁻	0.1 未満	0.00	0.00
硫化物イオン	S ²⁻	0.1 未満	0.00	0.00
硫酸水素イオン	HSO ₄ ⁻	0.1 未満	0.00	0.00
硫酸イオン	SO ₄ ²⁻	31.0	0.65	21.03
メタ亜ヒ酸イオン	AsO ₂ ⁻	0.1 未満	0.00	0.00
炭酸水素イオン	HCO ₃ ⁻	104.6	1.71	55.78
炭酸イオン	CO ₃ ²⁻	1.3	0.04	1.36
水酸イオン	OH ⁻	0.1 未満	0.00	0.05
陰イオン計		160.7	3.07	100

(3)遊離成分

非解離成分

成分名		ミリグラム	ミリモル
硫酸	H ₂ SO ₄	0.1 未満	0.00
メタ亜ヒ酸	HAsO ₂	0.1 未満	0.00
メタケイ酸	H ₂ SiO ₃	70.9	0.91
メタホウ酸	HBO ₂	0.1 未満	0.00
非解離成分合計		70.9	0.91

溶存ガス成分

成分名		ミリグラム	ミリモル
遊離二酸化炭素	CO ₂	1.1	0.03
遊離硫化水素	H ₂ S	0.1 未満	0.00
溶存ガス成分合計		1.1	0.03

(4)その他の微量成分

成分名		ミリグラム
総砒素	As	0.003
銅イオン	Cu	0.001 未満
総クロム	Cr	0.001 未満
総水銀	Hg	0.0002 未満
鉛イオン	Pb	0.001 未満
カドミウムイオン	Cd	0.001 未満
亜鉛イオン	Zn	0.024

溶存物質合計(ガスを除く)	0.29	g/kg
成分合計	0.29	g/kg

6.判定 温泉法第二条の別表に規定するメタケイ酸により温泉に適合する。
ただし療養泉には該当しないので泉質名はない。

7.禁忌症、適応症等は別表による

令和6年10月3日

(3東京都温泉分析第5号
千葉県柏市篠簞田1455番
ケー・エス環境研究所
代表取締役)

5. 可燃性天然ガスの測定結果

可燃性天然ガス測定結果報告書

(温泉法施行規則第6条の6第1項に係る測定調査)

No. X2409002

1.分析申請者 住所 東京都新宿区上落合三丁目9番10号
氏名 笠原 洋人

2.湧出地及び源泉名 住所 東京都新宿区上落合三丁目9番10号
源泉名 新宿落合温泉

3.源泉の分析書
イ 分析書発行年月日 令和6年10月3日
ロ 分析書整理番号 C2409002
ハ 分析機関 ケー・エス環境研究所様

4.現地における調査及び試験成績
イ 調査及び試験者 ケー・エス環境研究所様 東京支店
ロ 調査及び試験年月日 令和6年9月17日
ハ 泉温 19.2 ℃ (気温 27 ℃)
ニ 湧出量 250 リットル/分
ホ ガス水比 未測定

ヘ 揚湯方法

	自然湧出
	掘削自噴
○	掘削動力揚湯(水中ポンプ)
	掘削動力揚湯(エアリフト)
	その他の掘削動力揚湯()

ト 採用した測定方法

測定方法	基準値
水上置換法	50%LEL
水上置換—ガスクロマトグラフ法	50%LEL
	2.5vol%
○ 槽内空気測定法	25%LEL
ヘッドスペース法	5%LEL
予備的空気濃度測定	—
水上置換法、槽内空気測定法ができなかった理由 (源泉で発泡がみられなかったため)	

チ 測定機器のセンサ方式

○	接触燃焼式ガスセンサ(機種:XP-3118S)
	その他のセンサ
	ガスクロマトグラフ(検出器:)

リ 測定場所

	温泉井戸
○	温泉井戸に最も近い開口部(屋上タンク)
	その他(測定場所:)
	(選定の理由:)

ヌ 測定できない理由

ル 現地の状況

測定の実施状況を現した写真等

別紙掲載

ロ 測定値 0.0 %LEL(基準値 25%LEL) (測定時の酸素濃度21.0%)

ワ 所見 3回測定他の測定値(%LEL) 0.0(21.0)、0.0(21.0)
()内は測定時の酸素濃度%

令和6年10月3日

(3東京都温泉分析第5号)
千葉県柏市篠籠田1455番地2
ケー・エス環境研究所株式
代表取締役

新宿区上落合の温泉動力の装置に係る許可基準の適合状況

□ 許可の基準（温泉法第 4 条第 1 項各号）

- ・ 温泉のゆう出量、温度又は成分に影響を及ぼさないこと（第 1 号）
- ・ 公益を害するおそれがないこと（第 3 号）

基準		本申請の内容
①温泉に係る地盤沈下防止対策及び適正利用について （平成 17 年 1 月 17 日東京都自然環境保全審議会答申） 制限距離以上を既存源泉からとること。制限距離以内に源泉が存在する場合は、揚湯量の合計が②に示される量以下であること。		制限距離：200 m 最寄りの既存源泉からの距離は 200m 以上
②温泉動力の装置の許可に係る審査基準 （平成 10 年 7 月 1 日東京都告示第 724 号） ・ 吐出口断面積：21 cm ² 以下 ・ 揚湯量：150 m ³ /日以下		吐出口断面積：13.584 cm ² 揚湯量：82.6m ³ /日
③温泉掘削・動力許可に関わる井戸・湧水の取扱いについて （平成 20 年 9 月 9 日東京都自然環境保全審議会温泉部会決定）		
ア	配慮を要する井戸への影響： 周辺 1 km 以内の水道水源井戸又は水道未給水地域における生活の用に供する井戸	配慮を要する井戸なし
イ	配慮を要する湧水への影響： 周辺 1 km 以内で、重要な役割を持つとして区市町村が指定又は判断する湧水	配慮を要する湧水なし
	＜周辺自治体からの申請に対する地下水保全に関する意見＞ 中野区：特になし。 新宿区：特になし。	

温泉に係る地盤沈下防止対策及び適正利用について

平成17年1月17日 東京都自然環境保全審議会 答申

1 温泉の許可基準

温泉動力の装置の許可に係る審査基準（平成10年7月1日付東京都告示第724号）（以下「審査基準」という。）の指定地域において、温泉を掘削する場合は、地盤沈下の防止及び源泉間の相互影響への配慮の観点から、既存源泉と新規源泉の深度を比較して深い方の深度に対応した下記の制限距離以上を既存源泉からとること。

掘削深度	制限距離
500mを超える	1,000m
200mを超え500m以下	500m
200m以下	200m

ただし、既存源泉がこれらの制限距離以内に存在する状況においても、既存源泉と新規源泉の揚湯量の合計が、審査基準に規定された量以下であることを確認できる書面を提出できる場合はこの限りでない。

2 個人利用に対する指導基準

（1）集合住宅での各戸給湯利用

源泉の一日あたりの揚湯量が、審査基準に規定された量を超えない範囲において、一世帯の一日あたりの揚湯量を0.5立方メートル以下とすること。

（2）戸建住宅での給湯利用

一日あたりの揚湯量を10立方メートル以下とし、浴槽容量及び利用実態に応じた適正な揚湯量とすること。

3 温泉に関する情報の収集及び適正管理の検討

（1）温泉を掘削しようとする者に対して、掘削地点の地質及び地下水に関する、更なる調査の実施と結果の報告を求めること。

（2）報告を受けた資料を整理、解析し、温泉の適正管理に関する検討を継続して行うこと。

温泉動力の装置の許可に係る審査基準

平成10年 7月 1日 (東京都告示第 724号)
最終改正 平成20年10月24日 (東京都告示第1339号)

地盤沈下防止の観点から、温泉法(昭和23年法律第125号)第11条第3項により準用する同法第4条第1項の規定に基づく動力装置の許可に係る審査基準を次のとおり定める。

指定地域		吐出口断面積	一日の揚湯量
1	墨田区 江東区 北区 荒川区 板橋区 足立区 葛飾区 江戸川区	6平方センチメートル 以下	50立方メートル 以下
2	東京都の区域のうち、1に掲げる区域、八王子市の一部(一般国道411号線との交点以北の都道檜原あきる野線、その交点から一般国道20号線との交点(八王子市高尾町)までの都道八王子あきる野線、その交点から都道八王子町田線との交点までの一般国道20号線及びその交点以南の都道八王子町田線以西の区域)、青梅市、あきる野市、西多摩郡日の出町、同郡檜原村、同郡奥多摩町及び島しょ地区を除く区域	21平方センチメートル 以下	150立方メートル 以下

備考 揚湯の状況について、水量測定器及び水位計により確認できること。

温泉掘削・動力許可に関わる井戸・湧水の取扱いについて

平成20年9月9日 東京都自然環境保全審議会温泉部会決定

東京都自然環境保全審議会において審査を行う際、申請のあった地点の周囲の状況についての情報として活用するための井戸・湧水の取扱いについて、次のとおり整理する。

1 基本的な考え方

井戸、湧水があることについては、直ちに温泉法で規定されている温泉掘削が公益を害するおそれがあると認めることはできず、許可基準には抵触しない。

井戸、湧水の存在については、審査の参考として資料に記載するものである。

申請者が、許可申請時に周辺状況として必要な井戸、湧水を自ら把握するよう指導しているが、行政としても、申請者の内容を確認する上で、関係機関に照会する。

2 井戸

(1) 配慮を要する井戸

- ・申請地点の周囲1000m内にある水道事業体の水源井戸
- ・申請地点の周囲1000m内にある水道の供給を受けていない地域(未給水地域)内の生活の用に供する井戸

(2) 井戸の把握方法

申請地点に水道を供給する水道事業体に対し、文書で照会し、回答を求める。

3 湧水

(1) 配慮を要する湧水

- ・申請地点の周囲1000m内にある地域の環境の保全のため重要な役割をもつ湧水として、区市町村が地域指定又は判断している湧水

(2) 湧水の把握方法

配慮を要する湧水の有無について、区市町村に対し文書で照会し、回答を求める。

4 配慮を要する井戸、湧水への対応

(1) 温泉部会

申請された温泉掘削・動力許可が、配慮を要する井戸、湧水に対し影響を及ぼすおそれがあるか検討する。

(2) 申請者への指導

温泉部会の検討結果を踏まえ、申請者に対して、配慮を要する井戸、湧水の管理者等と温泉掘削・動力設置の情報及び井戸、湧水に対する影響の把握について話し合うよう指導し、その結果について報告を求める。

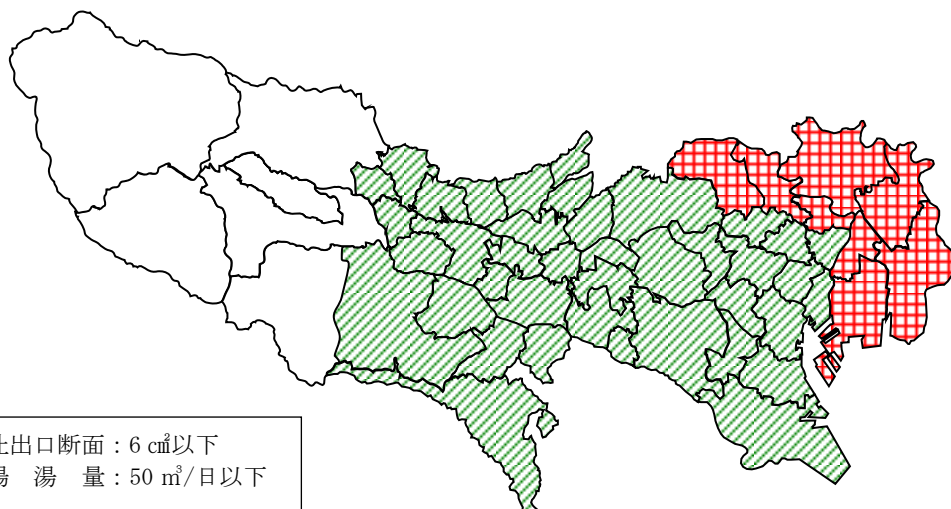
東京都における温泉の許可基準に係る指定地域

- 1 可燃性天然ガスの噴出のおそれがある場合の地域（平成 20 年 10 月 1 日告示 1223 号）
掘削深度に制限距離を適用する地域（平成 17 年 1 月 17 日 東京都自然環境保全審議会答申）



	可燃性天然ガスの噴出のおそれがある場合の地域、制限距離規制適用地域		規制なし（島しょ含む）
東京都の区域のうち、八王子市の一部（一般国道 411 号線との交点以北の都道檜原あきる野線、その交点から一般国道 20 号線との交点（八王子市高尾町）までの都道八王子あきる野線、その交点から都道八王子町田線との交点までの一般国道 20 号線及びその交点以南の都道八王子町田線以西の区域）、青梅市、あきる野市、西多摩郡日の出町、同郡檜原村、同郡奥多摩町及び島しょ地区を除く区			

- 2 温泉動力の装置の許可に係る審査基準（平成 10 年 7 月 1 日 告示第 724 号）



	吐出口断面：6 cm^2 以下 揚湯量：50 $\text{m}^3/\text{日}$ 以下
	吐出口断面：21 cm^2 以下 揚湯量：150 $\text{m}^3/\text{日}$ 以下
	規制なし（島しょも含む）